

和歌山大学学生表彰規程

制 定 平成12年 6月30日

最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学（以下「本学」という。）学生の表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の名称)

第1条の2 表彰の名称は、「和歌山大学 学長賞」とする。

(表彰対象者)

第2条 表彰対象者は、次の各号の一に該当する本学に在籍する学生又は本学に在籍する学生で組織する学生団体（以下「学生等」という。）とする。

- (1) 研究活動で特に顕著な成果をあげた学生等
- (2) 課外活動で特に顕著な成果をあげた学生等
- (3) 社会活動で特に顕著な功績をあげた学生等
- (4) 在籍期間中において、極めて優秀な学業成績を挙げた学生
- (5) その他「和歌山大学 学長賞」に相応しいと認められる成果・功績等をあげた学生等

(表彰対象者の推薦)

第3条 前条第1項第4号にかかる表彰対象者の推薦は学部長又は学環長（以下「学部長等」という。）から、前条第1項第1号から第3号及び第5号にかかる表彰対象者の推薦は学生支援担当の理事、学部長等及び和歌山大学学生規則第9条に定める学生団体の顧問教員から、別紙様式により学長に推薦することができる。

(表彰者の決定)

第4条 前条の推薦にかかる表彰者の決定は、和歌山大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長が行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、その都度定める日に行う。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成12年6月30日から施行する。

附 則（平成13年3月16日一部改正）

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年 4月 1日一部改正：法人和歌山大学規程第140号）

この改正規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

学生表彰規程

附 則（平成21年2月27日一部改正：法人和歌山大学規程第902号）

この改正規程は、平成21年2月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1085号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1756号）

この改正規程は、平成28年3月25日から施行し、平成28年度の表彰から適用する。

附 則（令和5年3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2590号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2631号）

この改正規則は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別紙様式（第3条関係）

推 薦 状

年 月 日

和歌山大学長 様

推薦者（役職・氏名）

和歌山大学学生表彰規程第2条第1項第 号に該当する表彰対象者として、下記のとおり推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 対象者

(1) 学生 _____学部・学環・研究科_____課程・学科・専攻

学生番号_____番 氏名 _____

(2) 団体 _____

2 推薦理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(注) 賞状、大会要項、新聞記事等参考となる資料を添付してください。